

内閣参質一七九第五号

平成二十三年十一月四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員福島みずほ君提出国際放射線防護委員会（ICRP）勧告に基づく放射線防護に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出国際放射線防護委員会（ICRP）勧告に基づく放射線防護に関する質

問に対する答弁書

一から四までについて

国際放射線防護委員会の平成十九年の勧告において、疫学的な研究では、被ばく線量が百ミリシーベルトより高い場合ではがんのリスクが高くなるとされるが、被ばく線量がおよそ百ミリシーベルトまでの場合ではがんのリスクが高まることは明らかにされていないものの、この場合においても、線量の増加に比例してがんのリスクが高まると仮定して、放射線防護措置を講ずることを推奨している。お尋ねの「線量とその影響の発生率に比例関係があるというモデルに基づく放射線防護」については、これを踏まえ、被ばく線量がおよそ百ミリシーベルトまでの場合であっても、がんのリスクをできる限り下げするため、人々の受ける線量を可能な限り減らすことを目指して行う措置であると考えており、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、計画的避難区域の設定、飲食物の摂取制限等、人々が受ける線量を減らすための措置を講じており、引き続き、更に線量を減らしていくため、放射性物質の汚染の除去等に取り組んでまいりたい。

